

文書料の基準表

診断書・証明書・申請代行手続等は、一通につきの料金

令和2年2月1日

種 別	内 容 (区 分)	料金(税込)1通
普通診断書	病傷を証する簡易なもの	3,700円
特殊診断書	1、内容の簡易でないもの(例、警察・裁判所に提出するもの。或いは自賠法・恩給等の受給に要するもの等) 2、生命保険請求診断書等(保険療養費用のものも含む)	8,100円
	成年後見制度用(家庭裁判所提出用)	13,000円
	成年後見制度用(本人情報シート)	5,000円
健康診断書	健康を証する簡易なもの	3,700円
普通死亡診断書	死亡を証する簡易なもの(死亡証明書含む)	5,900円
普通証明書	1、医療費受領証明書 2、医療経費見込証明書 3、その他の証明書	1,700円
障害福祉年金診断書	新規に障害年金を申請される方	9,100円
	年金の継続のために更新手続きをされる方	8,100円
自立支援診断書	1、通院医療を継続的に受けている方が対象 2、通院医療費の一ヶ月の自己負担額は、世帯収入と症状により異なります。 3、受給者証の有効期間は、1年間(診断書は2年毎)。継続申請をする場合は、期間終了する三カ月前から一カ月前までの間に、手続きが必要になります。	2,600円
精神障害者保健福祉手帳診断書	1、障害者年金を受給されている方は、年金証書で申請できます。(診断書不要) 2、年金を受給していない又は年金と手帳の等級が異なるなどの理由で、手帳を申請(更新)する場合。	8,100円
	生活保護受給者で、福祉事務所から検診命令が出ている場合は、上記診断書料金の一部が補助されますので、その差額をお支払いいただきます。	2,010円

盛岡観山荘病院